



港区 2025年度

地球温暖化対策 助成制度のご案内

助成制度の詳細は、区ホームページでもご覧いただけます。



問い合わせ 03-3578-2496、2497、2498

目 次

助成対象メニュー	助成上限額			新築物件	既存物件	掲載ページ
	区 民	マンション 管理組合等	中小企業者 個人事業者			
1 家庭用燃料電池システム (エネファーム)	15万円	×	×	○	○	3
2 太陽光発電システム	40万円	100万円	100万円	○	○	4
3 蓄電システム	20万円	×	×	○	○	6
4 事業所用高効率空調機器 (エアコン)	×	×	50万円	×	○	7
5 省エネルギー診断に基づく 設備改修 (事業所用 LED 照明など)	×	×	100万円	×	○	8
6 管理組合等向けLED照明	×	100万円	×	×	○	10
7 人感センサー付照明	×	25万円	×	×	○	12
8 管理組合等向け 高効率空調機器 (エアコン)	×	250万円(100戸以下) 600万円(101戸以上)	×	×	○	13
9 日射調整フィルム	4万円	40万円	40万円	×	○	14
10 高断熱サッシ	10万円	1,000万円	×	×	○	16
11 高反射率塗料等	30万円	100万円	100万円	○	○	18
12 電気自動車等用充電設備	50万円 (急速/台) 10万円 (普通/台)	50万円 (急速/台) 10万円 (普通/台)	50万円 (急速/台) 10万円 (普通/台)	○	○	22

※詳細はホームページにも掲載していますのでご覧ください。



申請する前に

助成金を受けるための条件 ※全ての要件を満たす必要があります。

- ・工事着工前に申請すること
- ・区内の建物に対象機器等を設置すること
- ・個人として申請する場合は現に区民であり、機器等設置住所に居住すること
事業者として申請する場合は現に区内で事業を営んでいること
- ・過去(高反射率塗料は過去12年以内)に同一の住所で、同一の機器等について助成を受けていないこと
- ・対象機器等は新たに購入する未使用のものであること
※中古・リースは対象外(電気自動車等用充電設備はリースでも可)
- ・建物が自己所有でない又は共有している場合は、所有者(共有者)の承諾を得ていること

Q&A

Q1 医療法人、宗教法人等でも申請できますか？

- A** 医療法人、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人等は申請できません。
本制度における中小企業者の範囲は、中小企業基本法第2条第1項のとおりとします。主な業種及び規模は以下のとおりです。

業 種	従業員規模・資本金規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下

- ・従業員規模又は資本金規模のいずれかを満たしていれば、中小企業者とします。
- ・不動産業は「製造業・その他の業種」に含みます。

Q2 国や東京都の助成金との併用は可能ですか？

- A** 他機関の助成制度との併用が可能です。ただし、他機関側により併用が禁止されている場合がありますので、必ず併用先にもお問い合わせください。
また、他機関による助成状況を鑑み、助成金額を調整する場合があります。

補足書類(以下は一例です。詳しくは環境課までお問い合わせください。)

中小企業者・個人事業者のみ

事業所の名称と設置予定建築物の住所(部屋番号がある場合はそれも含む)が記載されている以下のいずれか1点

- ・有効な営業許可証など事業を営んでいることを証明するものの写し(有効期限内のもの)
- ・設置予定建築物の公共料金の請求書又は領収書の写し(3か月以内のもの)

中小企業者のみ(資本金が中小企業基本法の定義を超えている場合)

従業員数が確認できる書類(労働保険概算・確定保険料申告書(受理印があるもの))等の写し

申請手続の流れ

以下の図に基づき、2025年4月1日(火)から2026年3月19日(木)までの期間に手続してください。

申請は必ず
工事着工前に

交付申請

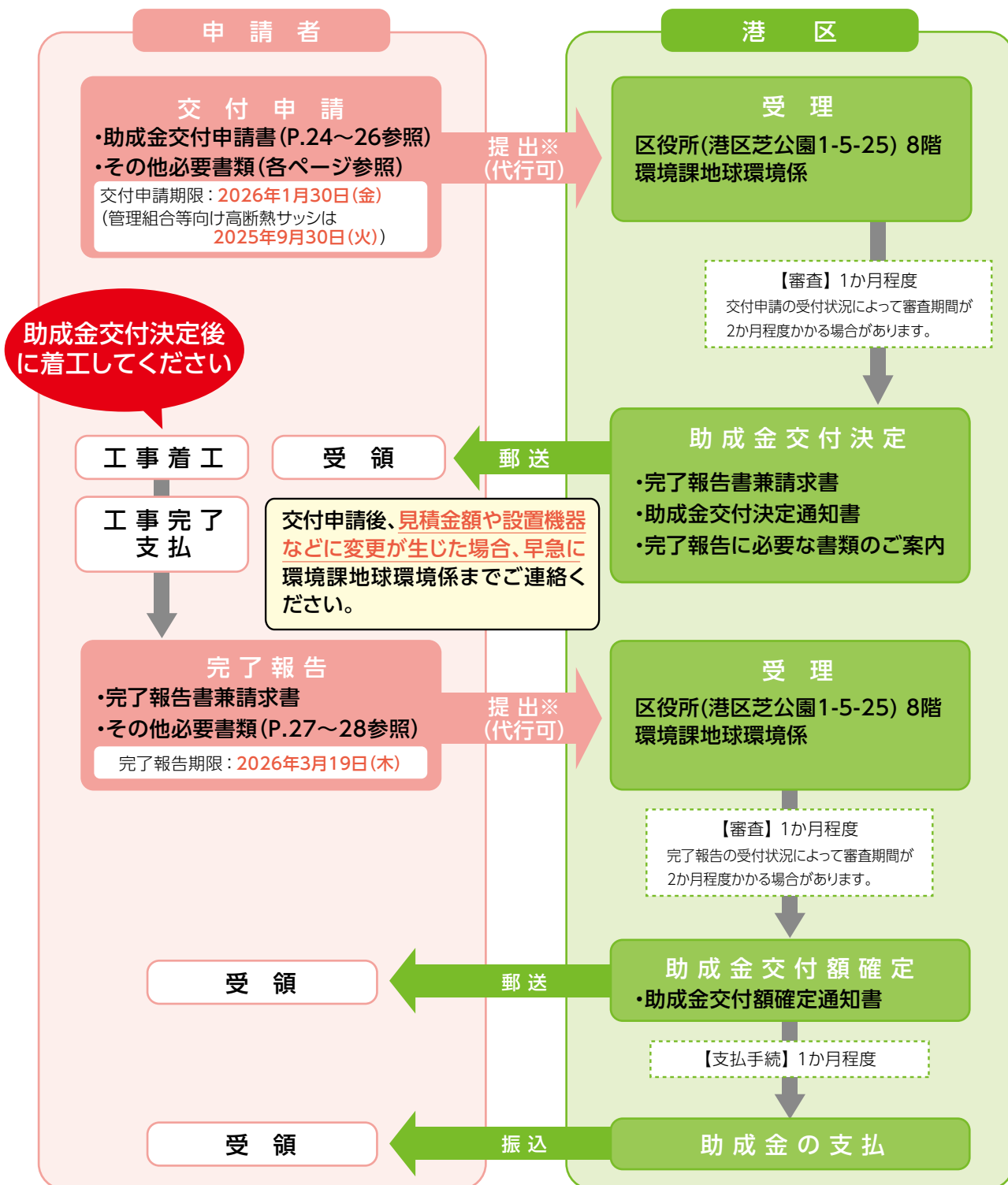
期間:2025年4月1日(火)～
2026年1月30日(金)*

工事着工～
完了・代金の支払い

完了報告

期限:2026年3月19日(木)

※管理組合等向け高断熱サッシの交付申請期間：2025年4月1日(火)～2025年9月30日(火)



問い合わせ先 03-3578-2496、2497、2498

※提出は郵送でも受け付けています。

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 環境課地球環境係宛

1 家庭用燃料電池システム(エネファーム)

エネファームとは… ガスから取り出した水素を利用して発電し、発電時に出る熱でお湯をつくるシステムです。

対象者	上限額	算出方法	機器の要件
区 民	150,000円	機器費の1/4*	① 1台あたりの発電能力が定格出力0.3kWから1.5kWまでのもの ② 貯湯容量が20リットル以上の貯湯タンクを有するもので、燃料電池ユニット部の排熱を蓄えられるもの ③ JIS基準(JISC8823)に基づく総合効率が低位発熱量基準で80%以上のもの

※ 機器費とは、燃料電池ユニット・貯湯ユニット・付属品に関わる経費を指し、工事費・運搬費等は助成対象になりません。

※ 消費税は含みません。算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

必要書類 (交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です)

(1) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.24をコピーして使用してください。

(2) 見積書の写し

- ・有効期限内のもの
- ・宛名が申請者名と同一であるもの
- ・設置予定機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

(3) 機器のカタログもしくはパンフレット(抜粋、コピー可)

対象機器の形状や規格、要件を満たすこと等を確認できるもの

(4) 現況写真

- ・対象機器の設置予定箇所が写っているもの(新規設置の場合は、更地の写真)
- ・写真は鮮明なもの(客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可)

(5) 設置同意書

※機器を設置する建築物が共有又は賃借建築物等の場合のみ提出してください。
ホームページからダウンロードして使用してください。

(6) 本人確認書類

申請者が港区内に居住していることが確認できる本人確認書類

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)の表面のみの写し
- ・運転免許証(両面)の写し などいずれか1点

以下の書類はいずれか2点以上必要です。

- ・国民健康保険、健康保険、船員保険または介護保険の被保険者証の写し、パスポート など

申請者が申請時に対象機器の設置予定場所に居住していない場合、申請時現在のものを提出してください。完了報告時には、設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類を提出してください。



2 太陽光発電システム

対象者	上限額	算出方法	機器の要件
区 民	400,000円	最大出力に応じて 100,000円/kW	一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) 又は国際電気標準会議 (IEC) のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの
マンション 管理組合等	1,000,000円	最大出力に応じて 100,000円/kW	最大出力の計算方法 最大出力は、対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値、又はパワーコンディショナの定格出力のいずれか小さい値とします。また、最大出力に小数点第3位以下の数字があるときは、これを切り捨てて小数点第2位までを最大出力とします。 例) 1枚当たりの最大出力410Wの太陽電池モジュールを9枚及び定格出力4kWのパワーコンディショナを設置する場合、 ・太陽電池モジュール410W×9枚=3,690W=3.69kW ・パワーコンディショナ4kW →小さい値の3.69kWを最大出力とします。
中小企業者 個人事業者	1,000,000円	最大出力に応じて 100,000円/kW	

※ 設置に当たっては、建築基準法の既定の他、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン(環境省)』を準拠して下さい。

機器の要件を必ず確認してください

一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) ホームページのトップ画面

→電気製品等の認証

→太陽電池モジュールの認証 (JETPVm認証) の登録リスト【JETPVm認証 (モジュール認証) 登録リスト】 から確認して下さい。



※当該掲載場所は変更される場合があります。

※海外認証を受けた機器の場合は、JETホームページには掲載されていません。以下の必要書類(4)の認証書が必要です。

必要書類 (交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です)

(1) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.24をコピーして使用してください。

(2) 見積書の写し

・有効期限内のもの

・宛名が申請者名と同一であるもの

※個人事業者の場合、見積書等の提出書類の宛て名は申請者名のみ (屋号を除く) とすること

・設置予定機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの



(3) 機器のカatalogもしくはパンフレット (抜粋、コピー可)

太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナーの定格出力が確認できるもの

(4) 認証書

※国際電気標準会議 (IEC) のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものを設置する場合のみ、認証を受けたことが分かるものを提出してください。

(5) 現況写真

・撮影が困難な場合は、航空写真でも可 (新築物件に設置する場合は、更地の写真)

・写真は鮮明なもの (客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可)

(6) 設置同意書

※機器を設置する建築物が共有又は賃借建築物等の場合のみ提出してください。

※管理組合等で申請する場合は提出不要です。

ホームページからダウンロードして使用してください。

(7) 申請者別必要書類

次ページ参照

申請者別必要書類

申請は必ず工事着工前に

申請者	必要書類
区民	申請者が港区内に居住していることが確認できる本人確認書類 ・マイナンバーカード(個人番号カード)の表面のみの写し ・運転免許証(両面)の写し などいずれか1点 以下の書類はいずれか2点以上必要です。 ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証の写し、パスポート など 申請者が申請時に対象機器の設置予定場所に居住していない場合、申請時現在のものを提出してください。 完了報告時には、設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類を提出してください。
マンション 管理組合等	対象機器の設置及び助成金の交付申請について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※1 現在の理事長又は管理者が、管理組合総会等で選定されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※1 建物の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※2
中小企業者	商業の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※2 商業の登記事項証明書で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください(P.1参照)。 ・申請者が申請時に対象機器の設置場所において事業を営んでいない場合、完了報告時に設置した場所で事業を営んでいることが確認できる書類を提出してください。
個人事業者	直近の所得税の確定申告書(受付印のあるもの)の写し [不動産賃貸業の場合は下記の書類を併せて提出すること] 区内の対象機器設置予定場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの 青色申告決算書(不動産所得の収入の内訳書含む)の写し など 上記の書類で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください(P.1参照)。

※1 議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む。

※2 登記情報提供サービスで取得したものも可。

「再エネ電力導入サポート事業」も併せてご検討ください。

■再エネ電力導入サポート事業 とは

自宅や事業所で使用する電力の契約を再エネ100%電力(CO₂排出実質ゼロ)プランに切り替えた方に区内共通商品券2万円分を交付します。

申請締切は2026年3月10日(火)です。



再エネ電力導入サポート事業

3 蓄電システム

蓄電システムとは… 夜間電力や発電設備（太陽光発電システムなど）により発電した余剰電力を蓄電し、電気使用量の多い時間帯に使用することで、電力需要のピークカットや電気料金の削減につなげるシステムです。また、災害時における非常用電源としても活用することができます。

対象者	上限額	算出方法	機器の要件
区 民	200,000円	初期実効容量※に応じて 40,000円/kWh	「一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)」に登録されているもの

※ 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)のホームページに掲載されている値とします。

機器の要件を必ず確認してください

一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)によるZEH補助金のトップ画面→登録制度
→[蓄電システム登録済製品一覧検索](#) から確認して下さい。

※当該掲載場所は変更される場合があります。



必要書類（交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です）

(1) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.24をコピーして使用してください。

(2) 見積書の写し

- ・有効期限内のもの
- ・宛名が申請者名と同一であるもの
- ・設置予定機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

(3) 機器のカタログもしくはパンフレット（抜粋、コピー可）

対象機器の形状や規格、要件を満たすこと等を確認できるもの

(4) 現況写真

- ・対象機器の設置予定箇所が写っているもの（新規設置の場合は、更地の写真）
- ・写真は鮮明なもの（客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可）

(5) 設置同意書

※機器を設置する建築物が共有又は賃借建築物等の場合のみ提出してください。
ホームページからダウンロードして使用してください。

(6) 本人確認書類

申請者が港区内に居住していることが確認できる本人確認書類

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）の表面のみの写し
- ・運転免許証（両面）の写し などいずれか1点

以下の書類はいずれか2点以上必要です。

- ・国民健康保険、健康保険、船員保険または介護保険の被保険者証の写し、パスポート など

申請者が申請時に対象機器の設置予定場所に居住していない場合、申請時現在のものを提出してください。完了報告時には、設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類を提出してください。



4 事業所用高効率空調機器

対象者	上限額	算出方法	機器の要件
中小企業者 個人事業主	500,000円	設置に要する 経費の1/4※	① 中小企業者向け省エネ促進税制対象機器として指定されたもの ② 従来機の入替えであること

※「設置に要する経費」とは、機器本体、配管・配電等の部材、架台の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

機器の要件を必ず確認してください

東京都産業労働局ホームページの中小企業者向け導入推奨機器トップ画面
→「導入推奨機器を検索する」 から確認して下さい。

※当該掲載場所は変更される場合があります。



必要書類（交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です）

(1) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.24をコピーして使用してください。

(2) 見積書の写し

- ・有効期限内のもの
- ・宛名が申請者名と同一であるもの
※個人事業者の場合、見積書等の提出書類の宛て名は申請者名のみ（屋号を除く）とすること
- ・設置予定機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

(3) 機器のカタログもしくはパンフレット（抜粋、コピー可）

対象機器の形状や規格、要件を満たすこと等を確認できるもの

(4) 現況写真

- ・設置予定箇所全ての写真（室外機と室内機両方の写真が必要です）
- ・写真は鮮明なもの（客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可）

(5) 設置同意書

※機器を設置する建築物が共有又は賃借建築物等の場合のみ提出してください。

※ホームページからダウンロードして使用してください。

(6) 申請者別必要書類

以下参照



申請者別必要書類

申請者	必要書類
中小企業者	商業の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）※ 商業の登記事項証明書で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください（P.1参照）。 ・申請者が申請時に対象機器の設置場所において事業を営んでいない場合、完了報告時に設置した場所で事業を営んでいることが確認できる書類を提出してください。
個人事業者	直近の所得税の確定申告書（受付印のあるもの）の写し [不動産賃貸業の場合は下記の書類を併せて提出すること] 区内の対象機器設置予定場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの 青色申告決算書（不動産所得の収入の内訳書含む）の写し など 上記の書類で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください（P.1参照）。

※ 登記情報提供サービスで取得したものも可。

5 省エネルギー診断結果に基づく設備改修

※申請する前に、省エネルギー診断（P.9参照）を受ける必要があります。

申請は必ず工事着手前に

対象者	上限額	算出方法	設備の要件
中小企業者 個人事業者	1,000,000円	設置に要する 経費の1/4※	次の①・②を全て満たすもの。なお、LED照明に改修する場合は③も満たすこと。 ① 次のいずれかの省エネルギー診断結果に基づき導入する省エネルギー設備であること（<u>助成対象は省エネルギー診断報告書に記載のある台数とします。また、提案された消費電力の値を上限とします。</u>） ア 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クールネット・東京）が実施する省エネルギー診断結果 イ 国の省エネ診断機関（一般社団法人省エネルギーセンター等）が実施する省エネルギー診断結果 ウ 港区脱炭素アドバイザーが実施する省エネルギー診断結果 ② 区の助成対象メニューに指定されていない設備であること ③ LED照明に改修する場合は、管理組合等向けLED照明の設備の要件（②・③）を適用（P.10参照）

※「設置に要する経費」とは、機器本体、配管・配電等の部材、架台の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

必要書類（交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です）

(1) 省エネ診断結果報告書の写し

次ページ参照

(2) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.24をコピーして使用してください。



(3) 見積書の写し

- ・有効期限内のもの
- ・宛名が申請者名と同一であるもの
- ※個人事業者の場合、見積書等の提出書類の宛て名は申請者名のみ（屋号を除く）とすること
- ・設置予定機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

(4) 省エネ診断報告書・見積書対照表

見積書に記載されている各機器と、省エネ診断報告書に記載されている各機器が照合できるもの

書式及び作成例はホームページからダウンロードしてください。

(5) 機器の小组画像もしくはカタログ、パンフレット（抜粋、コピー可）

対象機器の形状、消費電力等の規格を確認できるもの

(6) 現況写真

- ・設置予定箇所全ての写真
- ※フロア形状及び変更前後の器具形状が同様の場合は、1フロア分のみで可
- ・写真は鮮明なもの（客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可）
- ・平面図と照合できるように附番すること

(7) 平面図

設置場所を記載し、見積書及び現況写真と照合できるように附番すること

(8) 設置同意書

- ※機器を設置する建築物が共有又は賃借建築物等の場合のみ提出してください。
- ※ホームページからダウンロードして使用してください。

(9) 申請者別必要書類

次ページ参照

申請者	必要書類
中小企業者	商業の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※ 商業の登記事項証明書で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください。 ・申請者が申請時に対象機器の設置場所において事業を営んでいない場合、完了報告時に設置した場所で事業を営んでいることが確認できる書類を提出してください。
個人事業者	直近の所得税の確定申告書(受付印のあるもの)の写し [不動産賃貸業の場合は下記の書類を併せて提出すること] 区内の対象機器設置予定場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの 青色申告決算書(不動産所得の収入の内訳書含む)の写し など 上記の書類で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください。

※ 登記情報提供サービスで取得したもの也可。

補足書類(以下は一例です。詳しくは環境課までお問い合わせください。)

中小企業者・個人事業者のみ

事業所の名称と設置予定建築物の住所が記載されている以下のいずれか1点

- ・有効な営業許可証など事業を営んでいることを証明するものの写し(有効期限内のもの)
- ・設置予定建築物の公共料金の請求書又は領収書の写し(3か月以内のもの)

中小企業者のみ(資本金が中小企業基本法の定義を超えている場合)

従業員数が確認できる書類(労働保険概算・確定保険料申告書(受理印があるもの))等の写し

「省エネルギー診断」についての問い合わせ先

① 東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)

TEL:03-5990-5087



② 一般財団法人 省エネルギーセンター

TEL:03-5439-9732



③ 港区環境課地球環境係 脱炭素アドバイザー

TEL:03-3578-2496、2497、2498

ホームページ

港区 脱炭素アドバイザー

検索



6 管理組合等向けLED照明

※申請する前に、集合住宅を対象とした省エネルギー診断（P.11参照）を受ける必要があります。

対象者	上限額	算出方法	設備の要件
マンション 管理組合等	1,000,000円	設置に要する経費の 1/4 ^{※1}	①港区集合住宅省エネコンサルタント派遣事業（P.11参照）の相談員が提案した「港区マンション省エネ改善提案報告書」に基づき導入するLED照明設備であること（<u>助成対象機器及び台数は、「港区マンション省エネ改善提案報告書」に記載のある台数とします。また、提案された照明の消費電力の値を上限とします。</u>）^{※2} ②従来設備の改修であること（既存照明設備がLED照明の場合は対象外） ③LED誘導灯は、都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱別表3LED誘導灯器具の指定基準を満たすものであること

※1 「設置に要する経費」とは、共用部に設置する照明器具本体、ランプ、配電等の部材の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※2 直管形の電球のみ交換する場合は対象外です。

LED 誘導灯については機器の要件を必ず確認してください

東京都産業労働局ホームページの中小企業者向け「導入推奨機器」トップ画面
→「[導入推奨機器を検索する](#)」 から確認して下さい。

※当該掲載場所は変更される場合があります。



必要書類（交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です）

(1) 省エネ提案報告書の写し

港区集合住宅省エネコンサルタントが作成したもの
次ページ参照

(2) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.24をコピーして使用してください。

(3) 見積書の写し

- ・有効期限内のもの
- ・宛名が申請者名と同一であるもの
- ・設置予定機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

(4) 省エネ改善提案報告書・見積書対照表

見積書に記載されている各機器と、省エネ提案報告書に記載されている各機器が照合できるもの
書式及び作成例はホームページからダウンロードしてください。

(5) 機器の小组画像もしくはカタログ、パンフレット（抜粋、コピー可）

対象機器の形状、消費電力等の規格を確認できるもの

(6) 現況写真

- ・設置予定箇所の全ての写真
※フロア形状及び設置前後の器具形状が同様の箇所は、1フロア分のみで可
- ・写真は鮮明なもの（客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可）
- ・平面図と照合できるように附番すること

(7) 平面図

設置場所を記載し、見積書及び現況写真と照合できるように附番すること

(8) 議事録等の写し ※議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む

- ・現在の理事長又は管理者が、管理組合総会等で選定されたことが確認できるもの
- ・機器の設置について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの
- ・助成金の交付申請について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの

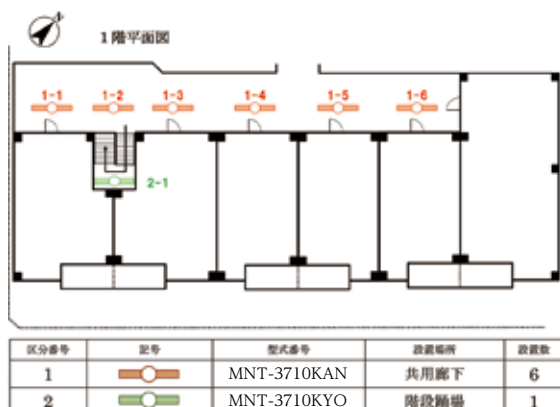
(9) 建物登記事項証明書

- ・理事長等の部屋番号で取得してください
- ・取得から3カ月以内のもの



必要書類作成例

平面図〈作成例〉



※設置箇所を明示してください

現況写真〈作成例〉

① 建物名：港区株式会社

設置場所：1階廊下1-1～1-6

改修後設置機器型番：MNT-3710KAN



集合住宅を対象とした省エネルギー診断〈無料〉 (港区集合住宅省エネコンサルタント派遣事業)

区は、集合住宅の管理組合等を対象に、技術専門員を派遣し、エネルギーの使用状況の診断、港区マンション省エネ改善提案報告書の作成、区分所有者間の合意形成を円滑に進めるための助言を実施しています。「管理組合等向けLED照明」の助成を申請する場合は、この省エネ診断を受ける必要があります。本事業は予算がなくなり次第終了です。お早めにご申請ください。

コンサルタント派遣(省エネ診断)の内容

原則として、①・②は同時申請となります。

- ①相談・現況調査+省エネ改善提案報告書の作成
- ②省エネ提案内容の説明・実施に向けてのアドバイスなど
- ③事前説明会アドバイス
- ④総会アドバイス

※①～④は同一管理組合につきそれぞれ1度のみ利用することができます。



港区マンション省エネ改善提案報告書(イメージ)

必要書類

- ① 省エネコンサルタント派遣申請書(ホームページからダウンロードできます。)※電子申請も可
- ② 現在の理事長が選任されたことを証する書類(総会・理事会の議事録(写し))※開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む

申込・問い合わせ先

環境課地球環境係 〒105-8511 港区芝公園一丁目5番25号
電話03-3578-2496、2497、2498

ホームページ

港区 省エネコンサルタント

検索



申請は必ず工事着工前に

7 人感センサー付照明

人感センサー付照明とは…

人の動きを検知して、自動的に点灯・消灯する照明です。電気使用量の削減につながります。集合住宅のごみ置場、トランクルーム、駐輪場等共用部への導入が有効です。

対象者	上限額	算出方法	機器の要件
マンション 管理組合等	250,000円	設置に要する 経費の1/2※	省エネルギー化を目的として、次の①又は②の方法で、照明に人感センサー(照明の照度を自動制御できるもの)を導入すること ① 人感センサー付照明の新設又は既存照明器具との交換 (電球等の照明器具のみの交換を除く) ② 既存照明器具への人感センサー装置の取付

※「設置に要する経費」とは、共用部に設置する機器本体、配管・配電等の部材、架台の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

必要書類 (交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です)

(1) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.24をコピーして使用してください。

(2) 見積書の写し

- ・有効期限内のもの
- ・宛名が申請者名と同一であるもの
- ・設置予定機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

(3) 機器のカタログもしくはパンフレット(抜粋、コピー可)

対象機器の形状、規格等を確認できるもの

(4) 現況写真

- ・設置予定箇所の全ての写真
- ・写真は鮮明なもの(客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可)
- ・平面図と照合できるように附番すること

(5) 平面図

設置場所を記載し、見積書及び現況写真と照合できるように附番すること

(6) 議事録等の写し ※議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む

- ・現在の理事長又は管理者が、管理組合総会等で選定されたことが確認できるもの
- ・機器の設置について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの
- ・助成金の交付申請について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの

(7) 建物登記事項証明書

- ・理事長等の部屋番号で取得してください
- ・取得から3カ月以内のもの



8 管理組合等向け高効率空調機器

対象者	上限額	算出方法	機器の要件
マンション 管理組合等	100戸以下 2,500,000円 101戸以上 6,000,000円	設置に要する 経費の1/3※	① アまたはイに該当する空調機器 ア 統一省エネラベル☆3以上のもの イ 中小企業者向け省エネ促進税制対象機器として指定されたもの ② 従来機の入替えであること

※「設置に要する経費」とは、共用部に設置する機器本体、配管・配電等の部材、架台の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

機器の要件を必ず確認してください

ア 統一省エネラベル☆3以上のもの

省エネ型製品情報サイト

→エアコン目標年度2027 から検索して下さい。



イ 中小企業者向け省エネ促進税制対象機器として指定されたもの

東京都産業労働局ホームページの中小企業者向け「導入推奨機器」トップ画面

→「導入推奨機器を検索する」 から検索して下さい。



※当該掲載場所は変更される場合があります。

必要書類（交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です）

(1) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.24をコピーして使用してください。

(2) 見積書の写し

- ・有効期限内のもの
- ・宛名が申請者名と同一であるもの
- ・設置予定機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

(3) 機器のカatalogもしくはパンフレット（抜粋、コピー可）

対象機器の形状や規格、要件を満たすこと等を確認できるもの

(4) 現況写真

- ・設置予定箇所の全ての写真（室外機と室内機両方の写真が必要です。）
- ・写真は鮮明なもの（客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可）
- ・平面図と照合できるように附番すること

(5) 平面図

設置場所を記載し、見積書及び現況写真と照合できるように附番すること

(6) 議事録等の写し ※議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む

- ・現在の理事長又は管理者が、管理組合総会等で選定されたことが確認できるもの
- ・機器の設置について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの
- ・助成金の交付申請について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの

(7) 建物登記事項証明書

- ・理事長等の部屋番号で取得してください
- ・取得から3カ月以内のもの



9 日射調整フィルム

日射調整フィルムとは…

窓から侵入する日射熱を効果的に遮蔽することで、室内の熱の出入りを抑制し断熱効果を高めます。

ただし、日射吸収率が高まるためにガラスの「熱割れ」が発生する場合があります。施工にあたっては、必ず施工業者等にご確認ください。

対象者	上限額	算出方法	フィルムの要件
区 民	40,000円	①、②のいずれか低い金額	第三者機関で測定し、以下の性能を満たし、かつ適切な耐候性が確認されているもの
マンション 管理組合等 中小企業者 個人事業者	400,000円	① 設置に要する経費*1の1/4 ② 助成対象面積(m ²)*2×4,000円	・遮蔽係数0.7未満 ・可視光線透過率65%以上 ・熱貫流率5.9W/m ² ・K未満

※1 「設置に要する経費」とは、フィルム本体の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する費用を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※2 「助成対象面積」とは、窓ガラスに日射調整フィルムを設置する面積とし、小数点第3位以下は切り捨てます。

必要書類（交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です）

(1) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.24をコピーして使用してください。

(2) 見積書の写し

- ・有効期限内のもの
- ・宛名が申請者名と同一であるもの
 - ※個人事業者の場合、見積書等の提出書類の宛て名は申請者名のみ（屋号を除く）とすること
- ・設置予定機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

(3) 機器のカタログもしくはパンフレット（抜粋、コピー可）

対象機器の形状や規格、要件を満たすこと等を確認できるもの

(4) 現況写真

- ・設置予定の全ての窓の写真
- ・窓枠全体が写っているもの（カーテン等は開けて撮影すること）
- ・写真は鮮明なもの（客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可）

(5) 設置同意書

※機器を設置する建築物が共有又は賃借建築物等の場合のみ提出してください。

※管理組合等で申請する場合は提出不要です。

ホームページからダウンロードして使用してください。

(6) 窓の見取り図及び面積計算表

作成例は次ページを参照

(7) 第三者機関の性能証明書

区が証明書を認済みの製品は提出不要です。証明書認済みの製品はホームページをご確認ください。

(8) 申請者別必要書類

次ページ参照



申請者別必要書類

申請者	必要書類
区民	申請者が港区内に居住していることが確認できる本人確認書類 ・マイナンバーカード(個人番号カード)の表面のみの写し ・運転免許証(両面)の写し などいずれか1点 以下の書類はいずれか2点以上必要です。 ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証の写し、パスポート など 申請者が申請時に対象機器の設置予定場所に居住していない場合、申請時現在のものを提出してください。 完了報告時には、設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類を提出してください。
マンション 管理組合等	対象機器の設置及び助成金の交付申請について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※1 現在の理事長又は管理者が、管理組合総会等で選定されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※1 建物の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※2
中小企業者	商業の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※2 商業の登記事項証明書で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください(P.1を参照)。 ・申請者が申請時に対象機器の設置場所において事業を営んでいない場合、完了報告時に設置した場所で事業を営んでいることが確認できる書類を提出してください。
個人事業者	直近の所得税の確定申告書(受付印のあるもの)の写し [不動産賃貸業の場合は下記の書類を併せて提出すること] 区内の対象機器設置予定場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの 青色申告決算書(不動産所得の収入の内訳書含む)の写し など 上記の書類で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください(P.1を参照)。

※1 議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む。

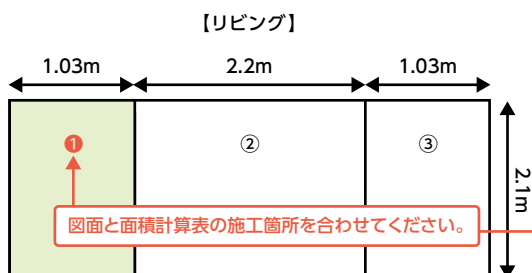
※2 登記情報提供サービスで取得したものも可。

窓の見取り図及び面積計算表 <作成例>

施工箇所、規模を明示してください。

※ご注意ください

面積計算表の申請面積と見積書に記載されているフィルムの面積の大きさが一致しない場合、どちらか小さい面積を「助成対象面積」とします。



施工箇所	幅	m	×	高さ	m	=	面積	m ²
①	1.03	m	×	2.1	m	=	2.163	m ²
②	2.2	m	×	2.1	m	=	4.62	m ²
③	1.03	m	×	2.1	m	=	2.163	m ²
合計							8.946	m ²
申請面積							8.94	m ²

各施工箇所の面積の合計値を算出します。
その後小数点第3位以下を切り捨て、申請面積を算出します。

10 高断熱サッシ

高断熱サッシとは… 断熱型のサッシや二重窓、Low-Eガラス等の窓の複層化は、窓からの熱の出入りを防ぎ、空調効率が向上することで省エネや冷暖房費の節約になるほか、結露や防音対策にも効果的です。

対象者	交付申請期限	上限額	算出方法	設備の要件
区 民	2026年 1月30日(金)	100,000円	設置に要する経費*の1/4	①「公益財団法人北海道環境財団」に登録されている窓及びガラスであること ② 従来設備の改修であること ③ 管理組合等の場合、原則全戸全窓(住居ではない部分を除く)の改修であること(専有部に設置する場合も含む)
マンション 管理組合等	2025年 9月30日(火)	10,000,000円	①、②のいずれか低い金額 ①設置に要する経費*の1/4 ②施工戸数×100,000円	

※「設置に要する経費」とは、サッシやガラスの購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する経費を指し、消費税は含みません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。網戸は含まれません。

※ 防火地域、準防火地域に該当する場合は、建築基準法の規定に注意してください。

機器の要件を必ず確認してください

■公益財団法人北海道環境財団(環境省補助金専用サイト)ホームページ

→既存住宅の断熱リフォーム支援事業→補助対象となる製品

→「補助対象製品一覧」から検索してください。

※当該掲載場所は変更される場合があります。

(北海道環境財団)



必要書類 (交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です)

(1) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.24をコピーして使用してください。

(2) 見積書の写し

- ・有効期限内のもの
- ・宛名が申請者名と同一であるもの
- ・設置予定機器のメーカー名や設置費用の内訳

見積書に公益財団法人北海道環境財団の登録型番を記載すること。

(3) 機器のカタログもしくはパンフレット(抜粋、コピー可)

対象機器の形状や規格、要件を満たすこと等を確認できるもの

(4) 現況写真

- ・設置予定の全ての窓の写真 ※管理組合等の場合はタイプ別の提出で可
- ・窓枠全体が写っているもの(カーテン等は開けて撮影すること)
- ・写真は鮮明なもの(客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可)

(5) 設置同意書

※機器を設置する建築物が共有又は賃借建築物等の場合のみ提出してください。

※管理組合等で申請する場合は提出不要です。

ホームページからダウンロードして使用してください。

(6) 申請者別必要書類

次ページ参照



申請者別必要書類

申請者	必要書類
区民	申請者が港区内に居住していることが確認できる本人確認書類 ・マイナンバーカード(個人番号カード)の表面のみの写し ・運転免許証(両面)の写し などいずれか1点 以下の書類はいずれか2点以上必要です。 ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証の写し、パスポート など 申請者が申請時に対象機器の設置予定場所に居住していない場合、申請時現在のものを提出してください。 完了報告時には、設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類を提出してください。
マンション 管理組合等	対象機器の設置及び助成金の交付申請について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※1 現在の理事長又は管理者が、管理組合総会等で選定されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※1 建物の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※2 住戸タイプ別配置図(平面図) フロアごとの住戸タイプ戸数一覧 住戸タイプ別窓種類一覧 住戸タイプ別窓戸数一覧

※1 議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む。

※2 登記情報提供サービスで取得したものも可。

高断熱サッシ【管理組合等向け】に必要な添付書類の作成例

・フロアごとの住戸タイプ戸数一覧

階数	住戸タイプ (単位:戸)					
	A	B	C	D	E	合計
2	2	2	1	2	1	8
3	2	2	1	2	1	8
4	2	2	1	2	1	8
5	2	1	2	1	2	8
合計	8	7	5	7	5	32

・住戸タイプ別窓種類一覧

住戸タイプ	窓種類(AW) (単位:種類)					
	1	1A	2	2A	2B	合計
A		1	1		1	3
B		1		1		2
C		1		1		2
D		1			1	2
E	1		1			2
合計	1	4	2	2	2	11

・住戸タイプ別窓戸数一覧

住戸タイプ別戸数	窓種類(AW) (単位:個)					
	1	1A	2	2A	2B	合計
A	8		8		8	24
B	7		7	7		14
C	5		5	5		10
D	7		7		7	14
E	5	5	5			10
合計	32	5	27	13	15	72

申請は必ず工事着工前に

11 高反射率塗料等

窓のヒサシやベランダは対象となりません。階下に部屋がある屋上又は屋根部分が助成対象です。屋根・屋上のみ対象です。外壁は対象外です。

対象者※1	上限額	算出方法※2	塗料等の要件
区 民	300,000円	①、②のいずれか低い金額 ① 高反射率塗料等の材料費※2の全額 ② 助成対象面積(㎡)※3×2,000円	①明度(L*値)が60以上で未使用のもの N値であれば6.0以上で未使用のもの ②日射反射率(近赤外域)が60%以上であるもの
マンション 管理組合等	1,000,000円		
中小企業者 個人事業者			

※1 新規または平成23年度(平成24年3月31日)以前に助成金を受けた者

※2 「高反射率塗料等の材料費」とは、仕上げとして施工する高反射率塗料等と、その下地となる塗料(プライマー等)の材料費を指し、ウレタン等の防水材は含みません。また、施工費(工賃)及び消費税は含まず、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

※3 「助成対象面積」とは、屋上又は屋根に高反射率塗料等を施工する面積のうち、平面図上で確認できる部分のみを指します。立ち上がりの側面の部分については助成対象面積に含みません。傾斜している部分については表面積で計算します。また、トップコートを二度塗りする場合は、面積も2倍で換算します。なお、合計面積の小数点第3位以下は切り捨てます。(詳細はP.21をご参照ください。)

必要書類 (交付申請書、必要書類は助成対象メニュー1種類につき、1部ずつ必要です)

(1) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.25をコピーして使用してください。

(2) 見積書の写し

- ・有効期限内のもの
- ・宛名が申請者名と同一であるもの※個人事業者の場合、見積書等の提出書類の宛て名は申請者名のみ(屋号を除く)とすること
- ・設置予定機器のメーカー名や型番、**材料費と施工費がそれぞれ明記されているもの**

(3) カタログもしくはパンフレット(抜粋、コピー可)

色味や規格、要件を満たすこと等を確認できるもの

(4) 現況写真

- ・屋上もしくは屋根の全景がわかるもの※撮影が困難な場合は、航空写真でも可
- ・写真は鮮明なもの(客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可)

(5) 設置同意書

※機器を設置する建築物が共有又は賃借建築物等の場合のみ提出してください。

※管理組合等で申請する場合は提出不要です。

ホームページからダウンロードして使用してください。

(6) 平面図及び面積計算書

書式及び作成例はホームページからダウンロードするか、P.20を参照してください。

(7) 塗料メーカー以外が発行する第三者機関の性能証明書

区が証明書を確認済みの製品は提出不要です。証明書確認済みの製品はホームページをご確認ください。

(8) 申請者別必要書類

次ページ参照



申請者別必要書類

申請は必ず工事着工前に

申請者	必要書類
区民	申請者が港区内に居住していることが確認できる本人確認書類 ・マイナンバーカード(個人番号カード)の表面のみの写し ・運転免許証(両面)の写し などいずれか1点 以下の書類はいずれか2点以上必要です。 ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証の写し、パスポート など 申請者が申請時に対象機器の設置予定場所に居住していない場合、申請時現在のものを提出してください。 完了報告時には、設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類を提出してください。
マンション 管理組合等	対象機器の設置及び助成金の交付申請について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※1 現在の理事長又は管理者が、管理組合総会等で選定されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※1 建物の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※2
中小企業者	商業の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※2 商業の登記事項証明書で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください。 ・申請者が申請時に対象機器の設置場所において事業を営んでいない場合、完了報告時に設置した場所で事業を営んでいることが確認できる書類を提出してください。
個人事業者	直近の所得税の確定申告書(受付印のあるもの)の写し [不動産賃貸業の場合は下記の書類を併せて提出すること] 区内の対象機器設置予定場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの 青色申告決算書(不動産所得の収入の内訳書含む)の写し など 上記の書類で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください。

※1 議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む。

※2 登記情報提供サービスで取得したもの也可。

補足書類(以下は一例です。詳しくは環境課までお問い合わせください。)

中小企業者・個人事業者のみ

事業所の名称と設置予定建築物の住所が記載されている以下のいずれか1点

- ・有効な営業許可証など事業を営んでいることを証明するものの写し(有効期限内のもの)
- ・設置予定建築物の公共料金の請求書又は領収書の写し(3か月以内のもの)

中小企業者のみ(資本金が中小企業基本法の定義を超えている場合)

従業員数が確認できる書類(労働保険概算・確定保険料申告書(受理印があるもの))等の写し

助成対象面積等計算書

面積計算表

施工箇所	面積(㎡)	計算式・備考欄
助成対象面積		
① 平場(笠木含む)	48.56	高反射率塗料を塗布しない面積を除いたもので計算してください。 (例) $5\text{m} \times 10\text{m} - \text{天窓 } 1.2\text{m} \times 1.2\text{m} = 48.56\text{m}^2$
② 塔屋	10	高反射率塗料を塗布しない面積を除いたもので計算してください。 (例) $5\text{m} \times 2\text{m} = 10\text{m}^2$
③ 傾斜部分	11.5	基本的に実測に基づく表面積で計算してください。実測できない場合は平面図上の面積を施工面積とします。(例) $5\text{m} \times \text{実測値 } 2.3\text{m} = 11.5\text{m}^2$
④ ルーフバルコニー	17.8875	高反射率塗料を塗布しない面積を除いたもので計算してください。 (例) $1.35\text{m} \times 13.25\text{m} = 17.8875\text{m}^2$
		交付申請書の助成対象面積に転記
助成対象面積合計	87.9475	一度全ての施工面積を足し上げます。
助成対象面積 (申請書助成対象面積に転記)	87.94	※小数点第3位以下は切り捨てます。
助成対象外面積		
① 立ち上がり	24	高反射率塗料を塗布する立ち上がり部分の面積を計算してください。 (例) $(9.75\text{m} + 4.5\text{m} + 9.75\text{m}) \times 1\text{m} = 24\text{m}^2$
② 塔屋(壁面)	24	高反射率塗料を塗布する塔屋壁面部分の面積を計算してください。 (例) $(1.5\text{m} + 4.5\text{m}) \times 2 \times 2\text{m} = 24\text{m}^2$
助成対象外面積合計	48	助成対象外面積を足し上げます。
合 計	135.9475	※助成対象面積+助成対象外面積

◆注意点

- ・施工箇所を平面図に明示し、面積計算表のどの部分にあたるのか、わかるように示してください。
- ・助成対象となるのは仕上げとして施工する高反射率塗料とその下地となる塗料のみです。

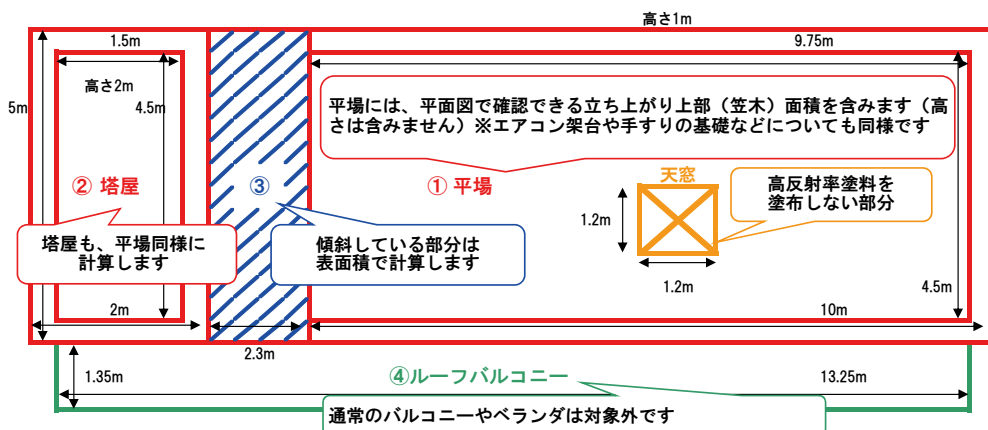
塗料等材料費必要量計算表(助成対象外面積も含む)

種別	使用予定塗料等製品名/色	荷姿(kg)	単位	使用量(kg/1㎡あたり)
トップ	●●塗料A液+B液/グレー	11	セット	0.2
下地(※)	▲▲塗料	5	缶	0.1
種別	計算式			使用数量
トップ	$135.9475\text{m}^2 \times 0.2\text{kg} \div 11\text{kg} = 2.47\text{セット}$			3セット
下地(※)	$135.9475\text{m}^2 \times 0.1\text{kg} \div 5\text{kg} = 2.71\text{缶}$			3缶

※下地塗料は、防水材の上に塗布する場合のみ助成対象

施工階平面図(作成例)

(高反射率塗料を塗布する箇所を明示してください)

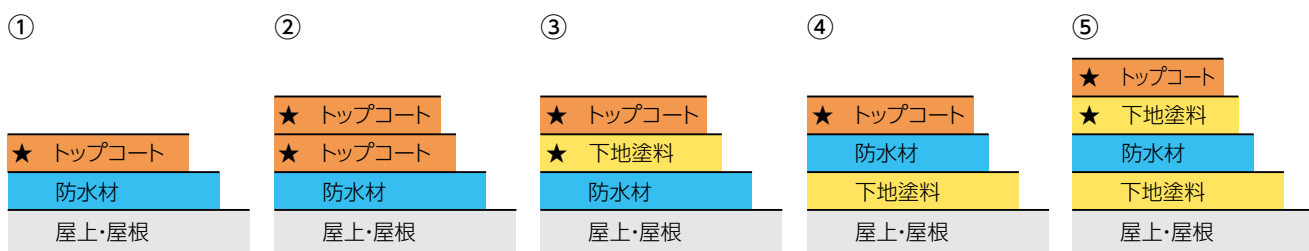


高反射率塗料等の材料費の算定基準モデルケース

材料費として算定できるものは、工程によって異なります。

いずれの場合も、**材料費と施工費(工賃)を分けた見積書**を提出してください。

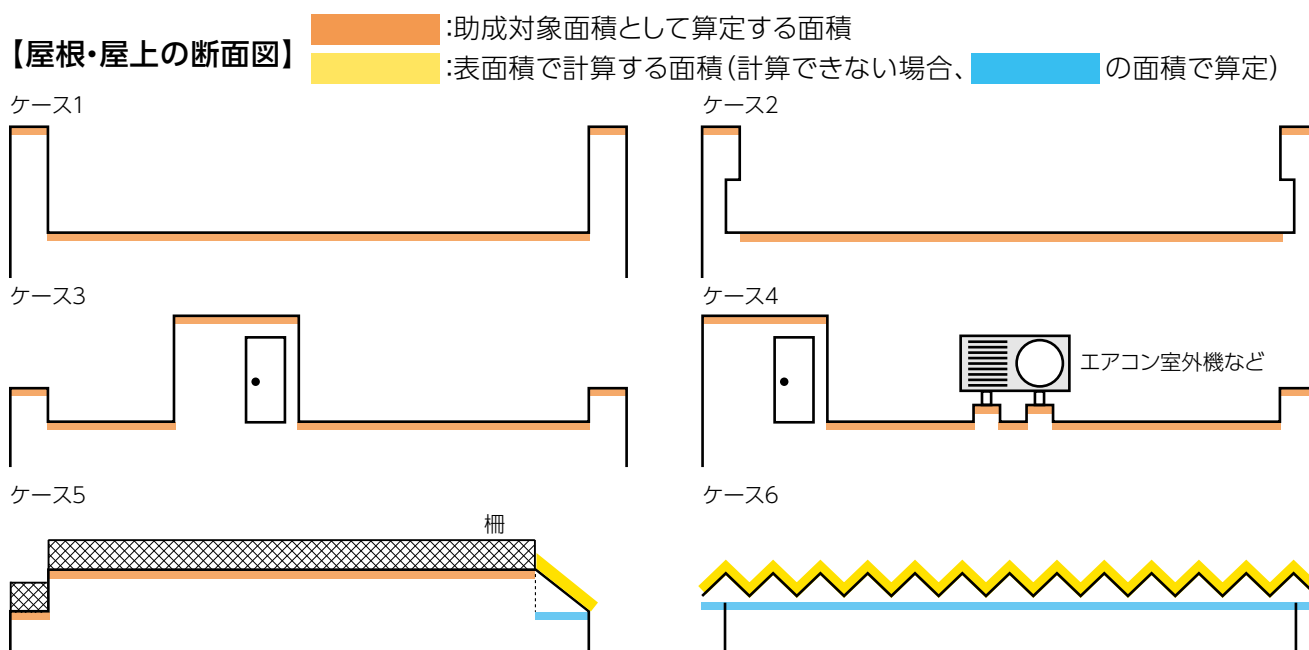
	工 程	材料費として算定できるもの(下図の★)
①	屋根又は屋上に直接ウレタン等の防水材を塗布し、その上に高反射率塗料等のトップコートを塗布する場合	トップコート(高反射率塗料等)のみ
②	屋根又は屋上に直接ウレタン等の防水材を塗布し、その上に高反射率塗料等のトップコートを二度塗布する場合	二回塗布分のトップコート(高反射率塗料等)のみ
③	屋根又は屋上に直接ウレタン等の防水材を塗布し、その上に下地塗料を塗布し、さらにその上に高反射率塗料等のトップコートを塗布する場合	トップコート(高反射率塗料等) 下地塗料(プライマー等)
④	下地塗料の上にウレタン等の防水材を塗布し、その上に高反射率塗料等のトップコートを塗布する場合	トップコート(高反射率塗料等)のみ
⑤	下地塗料の上にウレタン等の防水材を塗布し、その上に下地塗料を塗布し、さらにその上に高反射率塗料等のトップコートを塗布する場合	トップコート(高反射率塗料等) 防水材の上に塗布する下地塗料(プライマー等)



助成対象面積の算定基準モデルケース

助成対象面積は、屋上又は屋根に高反射率塗料等を施工する面積のうち、平面図上で確認できる部分に限ります(実寸がわかる場合は、その数値を図面上に記入してください)。

外壁や立ち上がり側の側面の部分については助成対象面積に含みません。



※上記のほか、屋根又は屋上の形状が複雑な場合など、ご不明な点は環境課地球環境係までお問い合わせください。

12 電気自動車等用充電設備

助成対象者

区民	当該住宅又はその敷地内に対象機器を設置しようとするもの
管理組合等	区内の共同住宅の管理組合又はその管理者で、共同住宅又はその敷地内の共用部に対象機器を設置しようとするもの
中小企業者・個人事業者	区内の建築物で事業を営んでいる又は区内に事業用の建築物を所有する中小企業者若しくは個人事業者で、当該建築物又はその敷地内に対象機器を設置しようとするもの
リース事業者	上記の助成対象者に、対象機器を貸与するもの

対象機器	金 額	上限基数	設備の要件
急速充電設備	設置に要する経費の1/4 ^{※1} (上限500,000円)	1基	一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている充電設備
普通充電設備	設置に要する経費の1/4 ^{※1} (上限100,000円 ^{※2})	5基	

※1 「設置に要する経費」とは、機器本体の購入及びこれらの取付けに関わる工事に要する費用を指し、消費税は含まれません。また、算出した金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。国や都の補助金等と併用する場合は、国や都の補助金額を差し引きます。

※2 1基あたりの助成上限額です。

機器の要件を必ず確認してください

一般社団法人次世代自動車振興センター ホームページ

→充電設備補助金

→補助対象充電設備一覧 から確認して下さい。

※当該掲載場所は変更される場合があります。



必要書類 (交付申請書、必要書類は助成対象機器1種類につき、1部ずつ必要です)

(1) 交付申請書

ホームページからダウンロードするか、P.26をコピーして使用してください。

(2) 見積書の写し

・有効期限内のもの

・宛名が申請者名と同一であるもの

※個人事業者の場合、見積書等の提出書類の宛て名は申請者名のみ(屋号を除く)とすること

・設置予定機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

(3) 機器のカatalogもしくはパンフレット(抜粋、コピー可)

対象機器の形状や規格、要件を満たすこと等を確認できるもの

(4) 現況写真

・設置予定箇所の写真(新築物件に設置する場合は、更地の写真)

・写真は鮮明なもの(客観的に設置状況の判別が出来ないものは不可)

(5) 設置同意書

※機器を設置する建築物が共有又は賃借建築物等の場合のみ提出してください。

※管理組合等で申請する場合は提出不要です。

ホームページからダウンロードして使用してください。

(6) 申請者別必要書類

次ページ参照



申請者別必要書類

申請は必ず工事着工前に

申請者	必要書類
区民	申請者が港区内に居住していることが確認できる本人確認書類 ・マイナンバーカード(個人番号カード)の表面のみの写し ・運転免許証(両面)の写し などいずれか1点 以下の書類はいずれか2点以上必要です。 ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証の写し、パスポート など 申請者が申請時に対象機器の設置予定場所に居住していない場合、申請時現在のものを提出してください。 完了報告時には、設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類を提出してください。
マンション 管理組合等	対象機器の設置及び助成金の交付申請について、管理組合総会等で議決されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※1 現在の理事長又は管理者が、管理組合総会等で選定されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※1 建物の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※2
中小企業者	商業の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※2 商業の登記事項証明書で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください。 ・申請者が申請時に対象機器の設置場所において事業を営んでいない場合、完了報告時に設置した場所で事業を営んでいることが確認できる書類を提出してください。
個人事業者	直近の所得税の確定申告書(受付印のあるもの)の写し [不動産賃貸業の場合は下記の書類を併せて提出すること] 区内の対象機器設置予定場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの 青色申告決算書(不動産所得の収入の内訳書含む)の写し など 上記の書類で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、【補足書類】をあわせて提出してください。
リース事業者	商業の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※2 納税証明書 リース料金算定根拠明細書(書式はホームページからダウンロードしてください) 予定貸与先がわかるもの(予定貸与先が区民、管理組合等、中小企業者、個人事業者であることを証するもの)

※1 議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む。

※2 登記情報提供サービスで取得したものも可。

補足書類(以下は一例です。詳しくは環境課までお問い合わせください。)

中小企業者・個人事業者のみ

事業所の名称と設置予定建築物の住所が記載されている以下のいずれか1点

- ・有効な営業許可証など事業を営んでいることを証明するものの写し(有効期限内のもの)
- ・設置予定建築物の公共料金の請求書又は領収書の写し(3か月以内のもの)

中小企業者のみ(資本金が中小企業基本法の定義を超えている場合)

従業員数が確認できる書類(労働保険概算・確定保険料申告書(受理印があるもの))等の写し

（宛先）
港 区 長



年 月 日

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成金交付申請書

フリガナ

氏 名 ㊞

申請者 住 所

電話番号

※区民・個人事業者は、本人が手書きしない場合は押印
※管理組合等は、管理組合名・理事長名・理事長印
※中小企業者は、会社名・代表者名・代表者印

港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請者区分 (該当区分に○印)	☐ 区民	☐ 管理組合等	☐ 中小企業者	☐ 個人事業者
----------------------	-----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

2 設置予定機器等

機器等の種類 (該当する機器に○印)	助成額算定根拠 ※1	交付申請額 ※2
太陽光発電システム	(太陽電池の公称最大出力又は パワーコンディショナの定格出 力のいずれか小さい値) kW	円
蓄電システム	(初期実効容量) kWh	円
家庭用燃料電池システム(エネ ファーム)	(機器費) 円	円
日射調整フィルム	(フィルム設置面積) m ² (設置に要する経費) 円	円
高断熱サッシ	(戸数) ※3 戸 (施工戸数) ※3 戸 (設置に要する経費) 円	円
管理組合等向けLED照明	(設置に要する経費) 円	円
管理組合等向け高効率空調機器	(戸数) 戸 (設置に要する経費) 円	円
人感センサー付照明	(設置に要する経費) 円	円
事業所用高効率空調機器	(設置に要する経費) 円	円
省エネルギー診断結果に基づく 設備改修	(設置に要する経費) 円	円

※1 助成額算定根拠に、小数点第三位以下の数字があるときは、これを切り捨てます。また、消費税は含みません。
※2 助成上限額以内とし、1,000円未満を切り捨てます。 ※3 申請者が管理組合等の場合は記入してください。

3 設置場所等

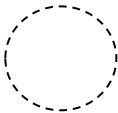
設置場所所在地 (該当箇所に○印)	上記申請者住所と同じ場所		
	その他	〒 港区	
設置建築物の状況 (該当箇所に○印)	☐ 自己所有	☐ 管理組合等	☐ 共有又は賃貸、使用貸借
予定設置期間	着工	年 月 日	完了 年 月 日

4 他機関への申請状況 (ある場合は、申請先機関名及び予定補助金額を御記入ください。)

申請先機関名 予定補助金額	☐ 無	☐ 有	
------------------	----------------------------	----------------------------	--

5 交付決定通知送付先 (申請者と異なる場合のみ御記入ください。)

〒 -	
会社名・担当者名	電話番号



捨印

年 月 日

(宛先)
港 区 長

港区高反射率塗料等材料費助成金交付申請書

申請者 フリガナ
氏 名 (〒 -)
住 所
電話番号

※区民・個人事業者は、本人が手書きしない場合は押印
※管理組合等は、管理組合名・理事長名・理事長印
※中小企業者は、会社名・代表者名・代表者印

港区高反射率塗料等材料費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。
記

1 申請者区分 (該当区分に○印)

区民	管理組合等	中小企業者又は個人事業者
----	-------	--------------

2 実施概要

施工予定場所	☐ 上記申請者住所と同じ場所		
	☐ その他	〒 港区	
建築物の状況	自己所有	管理組合等	共有又は賃貸、使用貸借
①助成対象経費（材料費）※1	円		
②助成対象面積（㎡）※2	㎡		
③助成対象面積（㎡）に 助成単価（2,000円）を乗じた金額	円		
交付申請額（①又は③のいずれか低い金額）※3		円	
工事着工予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日
使用予定塗料 メーカー・製品名・色	メーカー 製品名 色		

※1 材料費には、消費税は含まれません。
※2 助成対象面積に小数点第三位以下の数字があるときは、これを切り捨てます。
※3 1,000円未満の金額は切り捨てます。

3 助成金の申請状況

同一建築物について過去に助成を受けたことがある	無	有	申請先機関名及び予定補助金額
他機関への補助金等を申請する予定がある	無	有	

4 交付決定通知等送付先（申請者と異なる場合のみ御記入ください。）

〒 -	
会社名・担当者氏名	電話番号

（宛先）
港区長



年 月 日

港区電気自動車等用充電設備導入費助成金交付申請書

フリガナ
氏 名 ⑤

申請者 住所

電話番号

※区民・個人事業者は、本人が手書きしない場合は押印
※管理組合等は、管理組合名・理事長名・理事長印
※中小企業者・リース事業者は、会社名・代表者名・代表者印

港区電気自動車等用充電設備導入費助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 申請者区分 (該当区分に○印)	区民	管理組合等	中小企業者	個人事業者	リース事業者
----------------------	----	-------	-------	-------	--------

2 助成金額に関する事項

機器の種類及び設置数 (該当する機器に○印及び設置数記入)	助成対象経費 ※1	交付申請額 ※2
急速充電設備 基	円 (機器本体価格)	円
普通充電設備 基	円 (機器本体価格)	円

※1 助成対象経費には、消費税は含まれません。
※2 助成上限額以内（1基あたり急速充電設備においては500,000円、普通充電設備においては100,000円）とする。

3 充電設備に関する事項

機器の使用者 及び設置場所 (該当箇所に○印及び記入)	上記申請者及び申請者住所と同じ場所				
	その他	使用者氏名			
		設置場所	港区		
設置予定場所（土地） (該当箇所に○印)	自己所有		借用		
予定設置期間	着工	年 月 日	完了	年 月 日	
機器メーカー名			機器型式		

4 他機関への申請状況(ある場合は申請機関名と予定補助金額をご記入ください。)

申請先機関名	
予定補助金額	

完了報告時に必要な添付書類一覧

2026年3月19日(木)までに、1全機器共通に必要な書類 2対象機器別必要書類 3補足書類を揃えて環境課地球環境係へ提出してください。※1

1 全機器共通に必要な書類

必要書類	注意事項等
完了報告書兼請求書	港区様式(交付決定通知の送付時に同封します)
領収書の写し	宛名が申請者名と同一であること(個人事業者の場合、宛名は申請者名のみ(屋号を除く)とすること) 金額が交付申請時の見積書の金額と一致していること※1
機器等の設置後の写真	設置場所が複数になる場合は、全ての設置場所の写真を提出してください。※2 客観的に設置状況が判断できないものは不可

※1 交付申請時から見積書の金額が変わる場合は、変更が発生した時点で速やかに環境課地球環境係へ連絡してください。

※2 管理組合等向けLED照明、省エネルギー診断結果に基づく設備改修(LED工事の場合)で、フロア形状及び設置前後の器具形状が同様の箇所は、1フロア分のみで可

2 対象機器別必要書類

対象機器	必要書類、注意事項等
① 家庭用燃料電池システム(エネファーム)	・設置機器の型番が確認できる納品書又は保証書の写し
② 太陽光発電システム	・電力会社と締結した電力需給契約が確認できる書類(接続契約のご案内 等)の写し
③ 蓄電システム	・設置機器の型番が確認できる納品書又は保証書の写し
④ 事業所用高効率空調機器(エアコン)	①設置機器の型番が確認できる納品書又は保証書の写し ※室内機・室外機それぞれの型番がわかるもの(セット型番も可) ②機器(室内機・室外機)設置作業中の写真※
⑤ 省エネルギー診断結果に基づく設備改修	①設置機器の型番が確認できる納品書又は保証書の写し ②工事完了報告書(次ページ参照)(施工会社による様式でも可) ③直管型LEDランプに関する安全確認報告書(港区様式) ※LED化工事を行い、直管型LEDランプの照明器具の一部を改修し、又は改造した場合のみ提出
⑥ 管理組合等向けLED照明	①設置機器の型番が確認できる納品書又は保証書の写し ②工事完了報告書(次ページ参照)(施工会社による様式でも可) ③直管型LEDランプに関する安全確認報告書(港区様式) ※直管型LEDランプの照明器具の一部を改修し、又は改造した場合のみ提出
⑦ 人感センサー付照明	①設置機器の型番が確認できる納品書又は保証書の写し ②機器設置作業中の写真
⑧ 管理組合等向け高効率空調機器(エアコン)	①設置機器の型番が確認できる納品書又は保証書の写し ※室内機・室外機それぞれの型番がわかるもの(セット型番も可) ②機器設置作業中の写真
⑨ 日射調整フィルム	・機器設置作業中の写真

※28ページに続きます

※ 設置場所が複数になる場合は、すべての設置場所の写真を提出してください。

10 高断熱サッシ	区民の場合 ・機器設置作業中の写真※1
	管理組合等の場合 ①機器設置作業中の写真(住戸タイプ別で可)※1 ②出荷証明書の写し
11 高反射率塗料等	①使用後の塗料の缶の写真(缶を潰す、蓋を開けるなど、塗料を使用したことが確認できるもの)※2 ②塗料の出荷証明書の写し(塗料等の名称、色、数量が記載されたもの)
12 電気自動車等用充電設備	①設置機器の型番が確認できる納品書又は保証書の写し ②機器設置作業中の写真※1

※1 設置場所が複数になる場合は、全ての設置場所の写真を提出してください。客観的に設置状況が判断できないものは不可

※2 使用個数が複数になる場合は、全ての缶の写真を提出してください。

3 補足書類

条件に該当する方のみ提出してください。

区民	交付申請時に機器の設置予定場所に居住していなかった場合 新住所(機器を設置した場所)に住所登録したことがわかる書類(住所を書き換え済みの免許証、住民票等)
中小事業者 個人事業者	交付申請時に機器の設置予定場所で営業をしていなかった場合 新住所(機器を設置した場所)で事業を開始したことがわかる書類(営業許可証等)

工事完了報告書〈作成例〉

工 事 完 了 報 告 書

年 月 日

発注者

申請者宛 環境 太郎 様

受注者

住所 港区芝浦 1-16-1
芝浦港南工業(株)
代表取締役
氏名 芝浦港南 太郎 (印)
(法人にあっては、所在地及び法人名
並びに代表者の氏名)

下記のとおり工事を完了しましたので、報告いたします。

記

1 工事の名称	港区役所環境保全管理組合 LED 照明設置工事
2 施工場所	港区芝公園 1-5-25 8 階
3 施工期間	2019 年 5 月 18 日 ～ 2019 年 5 月 18 日
4 設置機器の型番 及び台数	MNT-3710KAN 3 台 MNT-3710KYO 1 台
5 備考	

以上

角印、担当者印可
担当者印の場合は
担当者名も記載する
こと

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

補助・助成事業問い合わせ先

以下は、住宅や事業所の改修等に関する補助・助成事業の一例です。
事業の詳細につきましては、問い合わせ先にご確認ください。

■港区

高齢者エアコン購入設置費用助成		高齢者支援課 在宅支援係 03-3578-2400 ~ 2406
民間住宅等の耐震化支援 (民間建築物耐震化促進事業 等)		建築課 構造・耐震化推進係 03-3578-2295、2296、2844
屋上等緑化の助成		各総合支所まちづくり課まちづくり係 03-3578-3104 (芝地区総合支所) 03-5114-8815 (麻布地区総合支所) 03-5413-7038 (赤坂地区総合支所) 03-5421-7664 (高輪地区総合支所) 03-6400-0017 (芝浦港南地区総合支所)
家具転倒防止器具の支給 (家具転倒防止器具等助成)		防災課 地域防災支援係 03-3578-2516
家庭用生ごみ処理機等購入費助成		みなとりサイクル清掃事務所 ごみ減量・資源化推進係 03-3450-8025
木材を活用した店舗等の改修支援 (木質化モデル創出事業)		環境課 地球温暖化対策担当 03-3578-2474
建築物省エネ法に関する相談		建築課 建築設備担当 03-3578-2301
マンション管理・修繕に関する相談、支援 すまいの相談		住宅課 住宅支援係 03-3578-2223、2224、2229、2346

■東京都

クール・ネット東京		総合相談窓口 03-5990-5236
-----------	---	------------------------

発行番号 2024205-5611

地球温暖化対策助成制度のご案内
2025年4月発行

編集・発行 港区環境リサイクル支援部環境課地球環境係
〒105-8511 東京都港区芝公園1-5-25
電話 03-3578-2496、2497、2498

